

学校に設置するいじめの防止に係る組織の概要

各学校は、いじめの防止等のため、各学校で定める基本的な方針に基づき、組織的な取組を充実させるために、学校と中学校区にいじめの防止等の対策のための組織を設置します。

各学校の組織

防止に向けた組織

いじめ対策委員会（※）【法第22条】

※ 名称については各学校による

- ① 各学校のいじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- ② いじめが生じた場合など、必要に応じて、臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

< 構成員 >

医師、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者などの地域人材、教職員（校長、教頭、生徒指導担当など）等で構成する。

調査に向けた組織

各中学校区の組織

中学校区いじめ防止連絡協議会

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

< 構成員 >

地域コミュニティ協議会、青少年育成協議会、民生委員・児童委員、PTA、スクールカウンセラー、教職員などの代表で構成する。

防止に向けた組織